三　施行期日等

1　財務大臣は、この法律の施行前においても、二1㈠、㈡、3並びに6㈠の例により、二1㈠及び㈡、3並びに6㈠の公正な取引の基準を定めることができることとした。（附則第二条関係）

2　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、1は、公布の日から施行することとした。

◇中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（法律第五八号）（経済産業省）

1　題名

法律の題名を「中小企業等経営強化法」に改めることとした。（題名関係）

2　目的

この法律は、中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援並びに中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓並びに中小企業等の経営力向上の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備すること等により、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

3　定義

㈠　この法律において「中小企業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいうこととした。（第二条第二項関係）

(1)　中小企業者

(2)　組合等

(3)　資本金又は出資の総額が政令で定める金額以下の会社その他政令で定める法人

(4)　常時使用する従業員の数が政令で定める数以下の会社その他政令で定める法人及び個人

㈡　この法律において「経営力向上」とは、事業者が、事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成、財務内容の分析の結果の活用、商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用、経営能率の向上のための情報システムの構築その他の経営資源を高度に利用する方法を導入して事業活動を行うことにより、経営能力を強化し、経営の向上を図ることをいうこととした。（第二条第一〇項関係）

4　基本方針において定めるべき事項の追加

中小企業等の経営強化に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に中小企業等の経営力向上の内容及び実施方法等に関する事項並びに経営力向上の支援体制の整備に関する内容及び実施体制等に関する事項を追加することとした。（第三条関係）

5　事業分野別指針

主務大臣は、基本方針に基づき、所管に係る事業分野のうち、中小企業者等の経営力向上が特に必要と認められる事業分野を指定し、専門家その他の関係者の意見を聴いて、事業分野別指針を定めることができることとした。（第一二条関係）

6　経営力向上の促進

㈠　中小企業者等は、単独で又は共同で行おうとする経営力向上計画を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出し、その経営力向上計画が適当である旨の認定を受けることができることとした。（第一三条関係）

㈡　中小企業信用保険法に規定する普通保険等の保険関係であって、認定経営力向上事業に必要な資金に係る債務の保証に係るものについて、特別枠の設定等の措置を講ずることとした。（第一六条関係）

㈢　中小企業投資育成株式会社は、中小企業者が認定経営力向上事業を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引き受け等を行うことができることとした。（第一七条関係）

㈣　株式会社日本政策金融公庫は、中小企業者及び組合等が海外において認定経営力向上事業を行うための長期の資金の借入に係る債務の保証を行うことができることとした。（第一八条関係）

㈤　独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業者等（中小企業者及び組合等を除く。）が認定経営力向上事業を行うために必要とする資金の借入れ及び発行する社債に係る債務の保証の業務を行うことができることとした。（第一九条関係）

㈥　食品流通構造改善促進機構は、食品製造業者等が実施する承認経営革新事業若しくは認定異分野連携新事業分野開拓事業又は認定経営力向上事業を行うために必要とする資金の借入れに係る債務を保証すること等の業務を行うことができることとした。（第二〇条関係）

7　経営革新等支援業務の追加

認定経営革新等支援機関が行う経営資源の内容、財務内容その他経営の状況の分析並びに指導及び助言等の業務に、経営力向上に係るものを追加することとした。（第二一条関係）

8　認定事業分野別経営力向上推進機関

㈠　主務大臣は、事業分野別指針が定められた事業分野において、事業分野別指針に定められた事項に関する普及啓発及び研修並びに経営力向上に関する情報の収集、整理及び分析並びに調査研究を行う者であって、事業分野別指針に適合すると認められるものを、その申請により、事業分野別経営力向上推進業務を行うものとして認定することができることとした。（第二六条関係）

㈡　中小企業基盤整備機構は、認定事業分野別経営力向上推進機関の依頼に応じて、専門家の派遣その他事業分野別経営力向上推進業務の実施に関し必要な協力の業務を行うこととした。（第二九条関係）

㈢　政府は、認定事業分野別経営力向上推進機関に対して、雇用保険法第六三条の能力開発事業として、必要な助成及び援助を行うことができることとした。（第三〇条関係）

9　施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（法律第五九号）（経済産業省）

一　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正関係

1　賦課金に係る特例

経済産業大臣は、毎年度、電気の使用に係る原単位が政令等で定める倍数を超える事業を行い、原単位の改善の取組を行うものからの申請により、年間の当該事業に係る電気の使用量が政令で定める量を超える事業所について、我が国の国際競争力の強化を図る観点から、賦課金の負担が事業活動の継続に与える影響に特に配慮する必要がある事業所として認定し、認定を受けた事業所に係る賦課金の額は、事業の種類及び原単位の改善に向けた取組の状況に応じて減じた額とすることとした。（第一七条関係）

2　定義

㈠　この法律において「電気事業者」とは、電気事業法に規定する一般送配電事業者及び特定送配電事業者をいうこととした。（第二条第一項関係）

㈡　この法律において「特定契約」とは、認定発電設備に係る調達期間を超えない期間にわたり、当該認定事業者が電気事業者に対し再生可能エネルギー電気を供給することを約し、電気事業者が当該認定発電設備に係る調達価格により再生可能エネルギー電気を調達することを約する契約をいうこととした。（第二条第五項関係）

3　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達等

㈠　調達価格及び調達期間

(1)　経済産業大臣は、必要があると認めるときは、当該年度の翌年度以降に定めるべき調達価格等を当該年度に併せて定めることができることとした。（第三条第二項関係）

(2)　経済産業大臣は、再生可能エネルギー源の効率的な利用を促進するため誘導すべき再生可能エネルギー電気の価格の水準に関する目標を定めなければならないこととした。（第三条第一二項関係）